

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果(意見募集期間:令和5年9月6日(水)から令和5年10月5日(木)まで)

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	匿名	住民から地方議会への請願書の提出フォームが、サイバー攻撃(自動入力・大量送信)に悪用されないような形にすべきである。	各議会において、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)」「(令和5年3月28日改定)も参考に、適切に対応されるものと考えています。	無
2	匿名	改正の概要6について、議会等は法人ではないので電子署名を行うことができないのかもしれないが、「当該通知を行った議会を確認するための措置」が電子署名と同等のセキュリティを有するものに限られることを省令上明定すべきである。	地方自治法第99条に基づく地方公共団体の議会から国会への意見書の提出に当たり、真正性を担保するための措置としてどのような方法を採用するかは、意見書を受理する側である衆議院事務局又は参議院事務局において判断されるべき事項であると考えられることから、地方自治法施行規則には真正性を担保するための措置を講じる必要があることのみを規定し、その具体的な方法については、衆議院事務局又は参議院事務局が指定する方法によることとしています。	無
3	個人	地方公共団体の議会に対する請願の提出には、議員の紹介が必要だが、どのタイミングで、どのような手段で議員が紹介するのか。東京都港区議会のように、一旦、議員の紹介のない請願を、議会事務局で仮受付し、議会事務局が議員に請願の回覧を行い、議員の署名を集めるのか。	地方自治法第124条に基づき、地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により、請願を行わなければならないこととされています。 地方自治法上、議員の紹介の具体的な方法については規定されておらず、現行、例えば、住民から紹介議員を経由して議会に請願を行うこと等の運用が行われているものと承知していますが、請願を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における議員の紹介の方法については、各議会において、現行の運用等を踏まえ適切に検討されるものと考えています。	無
4	個人	オンライン化に際して、必要と思われる重要な事についての意見をを行う。  意見書等を送信され受け取った側の機関から、その受け取りの通知について行うようにし、そのための規定を行う事が必要と考える。 より具体的には、受け取った側により、送信者・送信された書類についての情報(送信者情報及びその内容、等。)が示され、また受付の通し番号等についての記載が行われた、電子署名付与の電子メール等での通知が行われるべきと考える(本e-Govパブリックコメント案件での提出意見情報を例にとると、意見提出者の郵便番号・住所・氏名・連絡先電話番号・連絡先メールアドレスと提出意見・提出日時(日時についてはミリ秒以下(基本としてはマイクロ秒以下。近年であればどのOSでも処理日時についてのマイクロ秒の取得が行えるのが基本であるはずである。))まで付すようにすべきと考える(マイクロ秒まで付せば、それ自体が識別のための情報としてそれなりに頼りになるはずである。))と受付番号、そして受け取った機関の名称。そのようなものが示されたセキュリティについての保証のなされた電子メールの送信(もちろん、基本としてSPF・DKIM・DMARC・TLSによる認証・暗号化によりセキュリティ保証が行われるようにし、電子署名もされるべきである。)がなされるべきと考える。)(※これにより、不正への技術的・法的な耐性が大きく向上するはずである。) 電子的手続については、不適切な行為の混入が試みられやすいものであるが(フィッシング行為などの多数の存在を見れば分かる事であろう。)、そこで手続についての完全性・確実性が重んじられるべきである。 総務省は、通信者双方が、確実性のある形で互いの通信を行え、またその確認が行えるようにされたい。そのために、意見書等を送信された側から、その受付の通知についての送信を行うようにし、そしてそれについての規定を行うようにされたい。  (なお、一応、総務省に対して苦情を行うが、パブリックコメント等も、受け付けた意見等内容について、内容と受付番号を付した確認のメール送信が行えるようにすべき事を述べておく(提出意見情報をPDFでダウンロード可能にするだけでなく、(希望者に対し)受付確認メールの送信も可能にすべきと考える。))。その方が確実性の保証のために良いはずである。)  意見は以上である。	通知を受理したことを確認するための措置については、現行の各議会の運用等の地域の実情を踏まえ、検討されるべきものと考えています。 なお、命令等の案以外に対する御意見については、担当部署にお伝えさせていただいてます。	無

【意見提出 4件】

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果(意見募集期間:令和5年12月6日(水)から令和6年1月9日(火)まで)

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	新地方自治法第243条の2の4第2項(新地方自治法第243条の2の5第3項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法として、口座振替の方法を掲げられていますが、地方自治法施行令第155条において、地方公共団体の歳入の納入義務者が指定金融機関等の預金口座を設けていない場合についても指定公金事務取扱者との間で口座振替ができる旨を明記すべきである	貴重な御意見として承ります。	無

【意見提出 1件】